

平成 29 年 12 月 15 日

教育委員会の共同設置

(県教育委員会)

(要旨)

第 15 回の専門部会を開催し、賀茂地域教育振興方針を実現していくため、H29 重点取組項目等の進捗状況を確認した。また、静岡県立大学及び静岡文化芸術大学との連携推進に向けた意見交換を実施したので、その概要を報告する。

1 会議の概要

- (1) 日 時 : 平成 29 年 11 月 13 日 (月) 13 時 15 分～14 時 30 分
- (2) 会 場 : 静岡県下田総合庁舎 2 階第 3 会議室
- 議題・確認内容 : 賀茂地域教育振興方針重点取組等の進捗状況
静岡県立大学及び静岡文化芸術大学との連携推進

2 報告内容

議 題	確認内容
賀茂地域教育振興方針 重点取組等の進捗状況	・賀茂地域教育振興方針 (H28～31) における H29 重点取組項目等について、「地域による高校の魅力化」等の進捗状況、及び各重点取組の今年度中の完了に向け、各市町で引き続き取り組むことを確認した。
静岡県立大学及び静岡文化芸術大学との連携推進	・平成 31 年度に観光コースの設置を予定している両大学の副学長を賀茂地域へお招きし、地域の現状、大学への期待等について意見交換を行い、観光分野等に関する連携推進に向けて検討を進めることについて確認した。
静岡大学と賀茂 6 市町 教委間における相互連携協定	・相互連携協定の締結に向けて準備を進めてきたが、静岡県立大学及び静岡文化芸術大学との新たな連携の動きを踏まえ、協定内容について、静岡大学と改めて検討を行う。

3 今後のスケジュール

時期	予定	内容
12月～	大学との連携推進	静岡県立大学・静岡文化芸術大学及び静岡大学との連携方策について検討
H30 1～2 月	第16回専門部会	成果まとめ、次年度に向けた方針の検討
2 月	第16回広域連携会議	
5 月	大学との連携推進	各大学との連携推進に向けた協定等の締結
H30～31		引き続き賀茂地域教育振興方針の取組推進 (H31の目標達成に向け取り組み)

賀茂地域教育振興に係る市町間の連携

(県教育委員会)

11月13日に実施した専門部会における検討状況は、以下のとおりである。

1 賀茂地域教育振興方針等の進捗状況

H29 重点取組項目等の進捗状況について、幹事市町より報告があった。

(1) 地域による高校の魅力化関係

学校魅力化 推進協議会	方向性 (H29.8)	担当市町	進捗状況	主な生徒 構成比
下田高校	同窓会、後援会主体にあり方を調整	下田市 (河津町)	下田市・南伊豆町・下田高校・県教委で検討会議を実施し、協議会設立に向け準備中	下田市 41% 東伊豆町 18% 河津町 13% 南伊豆町 13%
南伊豆分校	支援に積極的な南伊豆町主体に調整	南伊豆町		下田市 50% 南伊豆町 45%
松崎高校	連携型中高一貫の両町主体に調整	松崎町 (西伊豆町)	当該地域の教育のあり方を検討する西豆地域教育研究協議会で協議中 (メンバー：松崎町、西伊豆町、当該地域の教育関係者 等)	松崎町 52% 西伊豆町 35% 南伊豆町 8%
稻取高校	1市2町の広域で構成していく	東伊豆町	稻取高校魅力化推進協議会を設置し、11/22に第1回会議を開催 (メンバー：東伊豆町、当該地域の住民及び教育関係者 等)	東伊豆町 39% 下田市 38% 河津町 18%

(2) その他の取組

項目	幹事	進捗状況
①幼保・小・中・高の連携強化に向けた実践事例集	東伊豆町	各市町に事例提供を再度依頼し、追加収集と整理中
②「賀茂地域教育サポート推進組織」	河津町	サポート制度の概要を作成、登録証デザインを検討中
③「静大と賀茂6市町教委間における相互連携協定」	西伊豆町	県立大、文芸大との連携の動きを踏まえ内容を改めて検討
④遊休施設（地）等リストアップ、文科省サイト掲載	南伊豆町	リストアップ後、文科省サイトに掲載
⑤指導要録の電子化	下田市	賀茂地域学校教育担当課長会議で校務支援システムデモ実施 (賀茂地域教職員及び事務職員等 70人強参加)

2 静岡県立大学、静岡文化芸術大学との連携推進

県立大、文芸大観光コース（H31 設置予定）に関し、賀茂地域との連携の可能性について、両大学副学長等をお招きし、各市町教育長、企画関係者と意見交換を実施した。（意見交換終了後、下田市内を視察。）今後、具体的な連携推進に向けて協議を進める。

（1）各市町で実施したい取組（例）

- ・ゼミ合宿、フィールドワーク、サマースクール（保有施設の活用）
- ・宿泊施設等におけるインターンシップの受け入れ
- ・ジオサイトと埋蔵文化財をコラボした観光施策、観光コースの立案等
- ・大学からの要望に沿った施設やフィールドの紹介

（2）意見交換の概要

【県立大】

- ・インターンシップ、現場での実践を大事にしたい。単位認定のため10日間程度は実施したい。
- ・ゼミは3年生から実施する。論文を書くのに、学生達に地元の方の生の声を聞かせたい。
- ・（河津町の）合計特殊出生率が高いのは興味深い。地元の方では気付かない何かがあると思うので、外からきた人の視点が必要である。
- ・静岡にはたくさんいいところがあるが、うまく伝えきれていないように感じる。

【文芸大】

- ・地域に住んでいる方とじっくり話し合い、その町をどうしていくか考える機会が必要である。
- ・インターンシップは単位認定を考えている。海外インターンシップの場合は1ヶ月～6ヶ月程度。どのような形で行うかは今後検討する。
- ・インターネットで物を見ることはできるが触れることができない。現地で触ることは大事なことで、想い出作りにつながる。
- ・観光コース開設はH31だが、実際はH33からのゼミ活動が主になる。それまでに検討していく。

賀茂地域県立高等学校の状況

(県教育委員会)

1 静岡県立高等学校第三次長期計画案（要旨）

IV-4-(1)-イ 中山間地域等の小規模校の基本方向

- ・中山間地域の高校については、近隣の学校との再編整備(統合)が困難な場合には、小規模校(1学級規模の生徒募集になった場合には分校等)として、教育環境の充実に努める。
 - ・学校を存続するには、地域の協力が必要不可欠であり、地域資源や地域人材を活用した機能的連携による教育内容の充実等、地元自治体との共通理解を図りつつ、協力・支援を得た方策等を検討する。
 - ・1学級規模の分校等にあっては、上記の施策を行った上でも、2年連続して入学者が15人を下回った場合には、高等学校教育の質の保障等の観点から募集を停止する。

2 賀茂地域内の高等学校想定募集規模

○学年別生徒数市町別内訳と賀茂地区内高校クラス数見込

(单位：人)

「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（県立高等学校第三次長期計画）」の概要（骨子）

I 高等学校教育に関する現状（展望）及び課題

- ・価値観や学習スタイルが多様化する中、生徒一人一人が個性的な生き方を追求し、自己実現を図ることが可能となる多様で柔軟な教育システムの構築が一層求められるようになる。
- ・社会のグローバル化や情報化の進展等に対応できる能力を備えた人材の育成が求められる。
- ・中学校卒業者数は、平成29年3月の35,112人から平成40年3月には約31,000人に減少（約4,000人減少）することが推測される。
- ・本県の教育大綱や教育振興基本計画の目標及び方向性に沿った具体的な在り方の検討が必要であり、生徒のニーズの変化及び時代の進展に伴う社会のニーズの変化、地域の実情等に適切に対応した高等学校教育の実現を図ることが課題である。

II 長期計画及び第二次長期計画の進捗状況

- ・高等学校教育の発展・充実に向けて、平成12年2月に平成22年度（2010年度）を見通した「静岡県立高等学校長期計画」、平成17年3月に平成27年度（2015年度）を見通した「静岡県立高等学校第二次長期計画」を策定し、高等学校教育改革の推進や教育環境の整備に努めてきた。

III 静岡県の教育の基本理念

- ・個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し、行動する人を徳のある人、すなわち「有徳の人」と捉え、「ふじのくに」の未来を担う「有徳の人」の育成を進める。（基本目標）
- ・それぞれのライフステージや地域の実情に応じた、多様な学びの場の充実を図る「縦の接続」と家庭、学校、地域や職場の「横の連携」による教育を社会総がかりで推進する。（基本姿勢）

IV 県立高等学校等の今後の在り方

- ・魅力ある学校づくりの推進にあたっては、「多様化する生徒の実態や地域社会の実情等を十分に踏まえたものとする。」
 - ・知性を高め、技芸を磨く教育の実現に向けて、「生徒一人一人の能力や適性を最大限に伸ばす教育内容の提供（新たな高等学校の設置、「技芸を磨く実学」の奨励、学科及び教育課程等の改善・充実）と質の高い教育を支えるための環境整備に努めるものとする」こと等を総括的な基本方向とする。
- 個別の重点項目ごとの基本方向については、以下のとおりである。

生徒受入れの在り方	・当面は、引き続き、高等学校進学者の概ね3分の2を公立高等学校が受け入れることとしつつ、今後の在り方については、幅広く意見を聞きながら研究協議を行う。
魅力あふれる高等学校の実現 中高一貫教育	・併設型は、希望しても実質的に選択できない地域があり、新たな設置について検討する。 ・実施校における成果及び課題を検証した上で、6年間の教育をより一体的に施すことが効果的だと判断できる場合には、中等教育学校への移行も検討する。 ・連携型は、中山間地域の人材育成等の観点からも有効であり、関係地域の意向等を十分踏まえ、引き続き、推進する。
普通科	・在籍する生徒の学力や進路希望が多様化しており、個々の学校ごとに、生徒の実態に応じた特色化や教育課程の編成を検討する。（キャリア教育も含めた進学指導の充実、特色ある類型の設置、学び直し等の学習支援等）
普通系専門学科	・科学技術の振興、グローバル化への対応など、生徒及び社会のニーズに対応した改善・充実を図る。 ・「技芸を磨く実学」の奨励の基本方向を踏まえ、新たな学科の設置等を検討する。
職業系専門学科	・社会を支える労働人口の確保、産業の高度化への対応、「技芸を磨く実学」の奨励を進めるため、平成27年8月の静岡県産業教育審議会答申「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」等を踏まえた改善・充実を図る。
総合学科	・自己の進路への自覚を深めさせる学習及びガイダンス機能の一層の充実・改善を図る。 ・時代の変化や社会のニーズに対応した系列（教育内容）の見直し、「技芸を磨く実学」の奨励を推進する。
全日制課程の学科別生徒受入割合	・普通科等、専門学科、総合学科の生徒割合は、引き続き、65：25：10とする方向で検討する。
定時制課程	・学年制による夜間の定時制課程は、地区内に複数校ある場合には、充足状況等の実情を踏まえつつ、より弹力的な運用が可能な単位制による昼間、夜間を併置する定時制高等学校への再編等を検討する。
通信制課程	・インターネットやICTを活用した柔軟な通信教育システムの研究、開発に努める。 ・高等学校における特別な支援等が必要な生徒に対して、週休日等に実施されている通信制課程のスクーリング等を活用した、他校からの通級が可能なシステムの整備を図る。

地域の実情等を踏まえた高等学校の在り方 中山間地域等の小規模校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間連携や外部の教育機関との連携による多様な学習機会の確保に努める。 ・I C Tを活用した遠隔教育システムの研究を促進する。 ・県外からの生徒募集は、地元自治体からの支援を得て生徒の受入環境が整っている地域にて実施し、検証する。 ・1学級規模の分校等にあっては、2年連続して入学者が15人を下回った場合には、授業、特別活動、部活動などの教育活動が制限されるため、高等学校教育の質の保障の観点等から募集を停止し、他地域で高等学校教育が受けられるよう、地元自治体との調整を図る。
全日制課程の配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・全日制課程は、1学年6～8学級を適正規模とし、1学年4学級以下になる高等学校、産業従業者数等に見合った規模にならない高等学校は、将来を見据えた新構想高等学校への改編（再編整備）を検討する。（過疎地域にある高等学校等は弾力的に対応）
誰もが学びやすい高等学校の実現 共生・共育	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の生徒数の動向、実施校の成果、余裕教室の状況等を踏まえ、特別支援学校高等部分校の設置を検討する。 ・発達障害等を抱えた特別な支援等を必要とする生徒に対して、特別支援学校と連携した支援体制（通級指導等）を検討する。
社会に開かれた教育課程づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材や特色ある教育資源など、地域の力を教育活動により積極的に導入するとともに、学校の持つ教育資源を地域に提供し、双方向での連携を図る。 ・産業界及び地域との連携により、体験学習やキャリア教育等の充実に努める。
教職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・頼もしい教職員を育成するために、教育者として求められる使命感・倫理観の涵養、教育に対する誇り、教育的愛情の維持・向上に努めるとともに、学習指導要領の改訂に合わせた指導力の向上を図る。 ・教員育成指標に基づき、法定研修（初任者研修、中堅教諭等資質向上研修）の見直し・改善、新たな教育課題に対応した研修プログラムの開発・普及など総合教育センターにおける研修の充実を図る。 ・学校において日常的に学びあうことができる校内研修（O J T）の促進に努める。
学校施設・設備の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ良好な教育環境を確保するため、計画的に老朽校舎の長寿命化改修や建て替え、ユニバーサルデザインの導入、I C Tを活用した学習空間の整備・充実、理科教育及び産業教育施設・設備の計画的な整備を図る。

【魅力ある学校づくりに向けた新構想高等学校計画】

地区	基本方向
田方	<ul style="list-style-type: none"> ・伊東高等学校（普通科（全日制課程・定時制課程））、同校城ヶ崎分校（普通科）及び伊東商業高等学校（商業科）については、3校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成35年度を目途に、発展的に将来を見据えた新構想高等学校に改編するものとする。
沼駿	<ul style="list-style-type: none"> ・沼津城北高等学校（普通科）及び沼津西高等学校（普通科・芸術科）については、将来いずれも学級数が4学級以下になることが見込まれること等を踏まえ、両校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成39年度を目途に、発展的に将来を見据えた新構想高等学校に改編するものとする。
志穂	<ul style="list-style-type: none"> ・金谷高等学校（普通科）については、志穂地区、小笠地区及び磐周地区の生徒及び社会のニーズを踏まえつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成36年度を目途に、多部制の定時制課程（単位制）を有する高等学校に発展的に改編するものとする。 ・金谷高等学校の改編による多部制の定時制課程（単位制）の整備に伴い、藤枝東高等学校及び島田商業高等学校の定時制課程については、平成36年度を目途に募集を停止するものとする。
小笠	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀高校（普通科）及び池新田高校（普通科）については、両校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成38年度を目途に、発展的に将来を見据えた新構想高等学校に改編するものとする。

※なお、発展的に改編する新構想高等学校の設置場所、学科及び教育内容等については、生徒及び地域のニーズ等の実情を踏まえながら、今後検討する。

ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（案） (静岡県立高等学校第三次長期計画)

— 平成40年度（2028年度）を見通して —

静岡県教育委員会

目 次

I	高等学校教育に関する現状（展望）及び課題	1
1	高等学校教育に関するニーズ及び現状	1
2	高等学校教育に関するニーズ及び将来展望	3
3	高等学校教育に関する課題	4
II	長期計画及び第二次長期計画の進捗状況	5
III	静岡県の教育の基本理念	8
1	静岡県の教育の基本目標	8
2	静岡県の教育の基本姿勢	8
3	静岡県の教育の基本方向	8
IV	県立高等学校等の今後の在り方	9
1	静岡県の高等学校教育等の総括的な基本方向	9
2	高等学校の全日制課程の公私別生徒受入れの在り方	9
3	魅力あふれる高等学校の実現に向けて	10
(1)	県立の中高一貫教育校の改善・充実	10
(2)	県立高等学校の普通科の改善・充実	11
(3)	県立高等学校の普通系専門学科の改善・充実	12
(4)	県立高等学校の職業系専門学科の改善・充実	14
(5)	県立高等学校の総合学科の改善・充実	16
(6)	普通科等・専門学科・総合学科の生徒受入割合の基本方向	17
(7)	県立高等学校の定時制課程の改善・充実	18
(8)	県立高等学校の通信制課程の改善・充実	19
4	地域の実情等を踏まえた高等学校の在り方	19
(1)	中山間地域等の小規模校の在り方	19
(2)	県立高等学校の全日制課程の配置等の在り方	20
5	誰もが学びやすい高等学校の実現に向けて	22
(1)	県立高等学校の共生・共育	22
(2)	社会に開かれた教育課程づくり	22
(3)	県立高等学校の教職員の資質向上	23
(4)	県立高等学校の学校施設・設備の整備・充実	24
6	魅力ある学校づくりに向けた新構想高等学校計画	25
V	計画の概要（骨子）	27
	用語解説	29

I 高等学校教育に関する現状（展望）及び課題

1 高等学校教育に関するニーズ及び現状

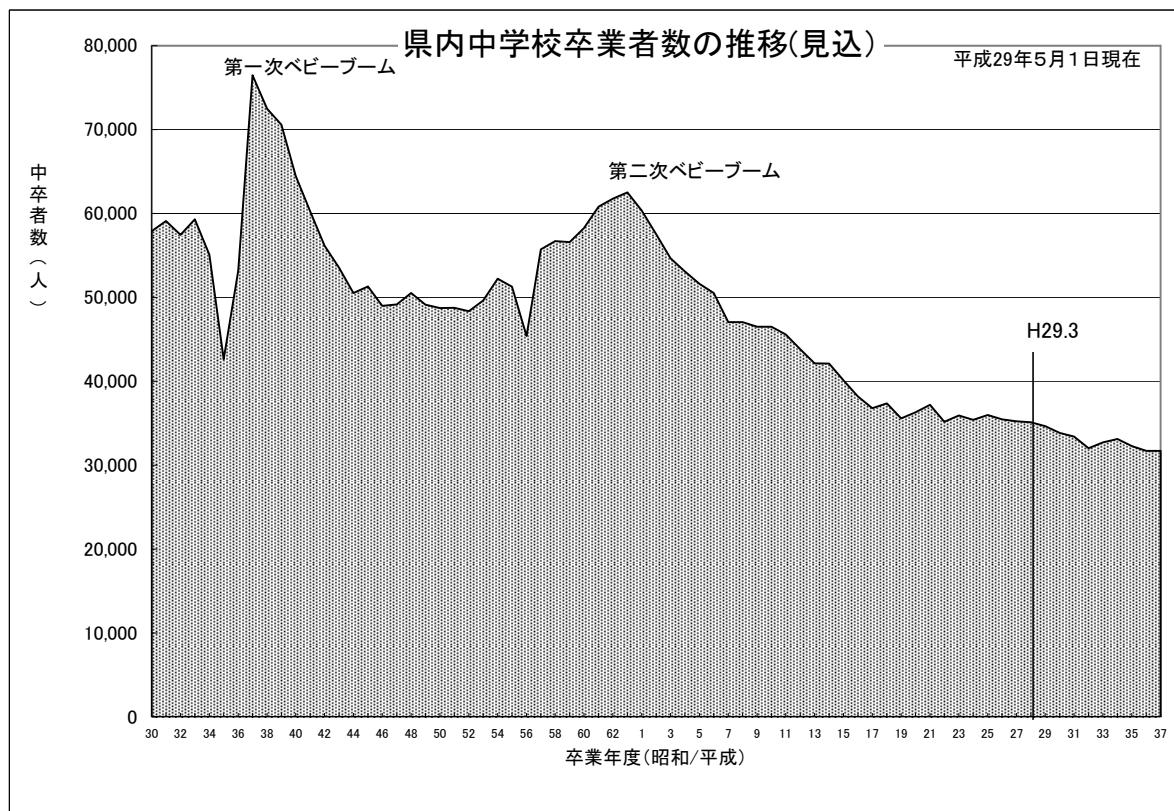
（1）生徒及び社会のニーズの現状

ア 生徒のニーズの現状及び生徒数の変化

県内の高等学校等への進学率は平成25年度に95.8%まで向上し、高等学校教育に対する生徒のニーズは大きいといえる。

このように多くの中学校卒業者が高等学校等へ進学する中で、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化は一層進み、個性を生かした自己実現を望む傾向も、更に、強まっていくものと考えられる。

一方で、県内の中学校卒業者数は、近年では平成元年3月に62,506人とピークを迎えた後、減少傾向にあり、平成29年3月には35,112人まで減少している。



イ 社会のニーズの現状

経済のグローバル化の進展、技術革新、高度化・複合化に伴う産業構造の変化など、社会の変化が急速になっている。

また、本県においても、人口減少・少子高齢化が進展しており、生産年齢人口の割合が縮小することが推測されている。

このような中、高等学校教育には、グローバルな社会・経済で活躍することができる人材の育成及び本県産業の持続的発展を支える人材の育成が求められている。

(2) 生徒受入れ及び卒業後の進路の状況

ア 生徒受入れの現状

生徒受入れについては、県内中学生の通信制課程を除く高等学校等進学率（全日・定時）が平成16年に95%を超える、平成29年3月の卒業生では95.7%であった。平成29年3月卒業生の全国平均は96.4%であり、全国と比較するとやや低く、全国順位では41位であった。毎年9月に中学校3年生を対象に実施している進路希望調査では、高等学校等への進学希望者は97%を超えており、今後は、中学生の進学ニーズに応じた多様な生徒の受入れが求められている。

○高等学校等における生徒受入れの状況（各年とも5月1日現在の定期調査より）

項目	平成17年	平成29年
公私立高等学校等への進学者数 (通信制課程を含む)	37,124人 (進学率97.3%)	34,655人 (進学率98.7%)
公私立高等学校等への進学者数 (通信制課程を含まない)	36,345人 (進学率95.2%)	33,619人 (進学率95.7%)
公私立高等学校（全日・定時）への進学者数 (高等専門学校、特別支援高等部を含まない)	35,945人 (進学率94.2%)	33,028人 (進学率94.1%)
公私立高等学校（全日・定時）の生徒数	112,063人	99,706人
公立高等学校（全日・定時）の生徒数	76,464人	67,705人
私立高等学校（全日）の生徒数	35,599人	32,001人
公立高等学校（通信）の生徒数	2,454人	1,359人
公私立高等学校（全日）の生徒受入れ比率	おおむね公立2：私立1	おおむね公立2：私立1
公立高等学校（全日）の学科別受入れ比率	普通科64%、他の専門学科3%、職業に関する専門学科29%、総合学科4%	普通科63%、他の専門学科4%、職業に関する専門学科25%、総合学科8%
県立高等学校の設置総数	100校（うち分校1校）	90校（うち分校5校）
県立高等学校の課程別設置数	全日制課程98校（うち分校1校）、定時制課程22校、通信制課程1校	全日制課程88校（うち分校5校）、定時制課程20校、通信制課程1校
県立高等学校（全日）の平均募集学級数 (過疎地域自立促進特別措置法による指定地域の6校を除く)	5.9学級／校	6.1学級／校

※過疎地域自立促進特別措置法による指定地域の6校：南伊豆分校、松崎、土肥、川根、春野校舎、佐久間

※「静岡県立高等学校第二次長期計画」策定時の平成17年との比較

全日制課程においては、設置主体別には公立高等学校と私立高等学校とで、概ね2：1の比率で生徒を受け入れている状況に変化はないが、生徒数の減少に伴い、公・私立ともに各高等学校における学級規模の維持が課題になっている。また、公立

高等学校の学科別には、普通科63%、その他の専門学科4%、職業に関する専門学科25%、総合学科8%といった受入れ状況になっている。

イ 卒業後の進路状況

公立高等学校の平成29年3月卒業生の高等教育機関等（大学・短期大学等及び専修学校等）への進学率は72.2%に上っている。

近年では、普通科を設置する高等学校からの進学者だけでなく、職業に関する専門学科からの進学者も増えている。

○公立高等学校卒業者の進路の状況（各年とも5月1日現在の定期調査より）

進 路	平成17年3月卒業生	平成29年3月卒業生
大学・短期大学等進学率	48.2%	52.1%
専修学校等進学率	22.7%	20.1%
就職者の比率	22.6%	23.7%
無業者・その他の比率	6.5%	4.1%

2 高等学校教育に関するニーズ及び将来展望

(1) 生徒及び社会のニーズの将来展望

ア 生徒のニーズの将来展望

生徒のニーズを質的な側面から見ると、意識や価値観が多様化する中、生徒一人一人が個性的な生き方を追求し、自己実現を図ることが可能となる多様で柔軟な教育システムの構築が一層求められると予想される。

一方、生徒のニーズを生徒数の側面から展望すると、中学校卒業者数の減少傾向は今後も続き、平成29年3月の卒業者数（35,112人）に対して、推測される平成40年3月の卒業者数（約31,000人）は、約4,000人の減少になる見込みである。

これを旧学区別に見ると、特に減少幅の大きいのは第1学区（賀茂）で現在と比べ約30%以上の減少、第2学区（田方）、第3学区（沼駿）、第4学区（富士）及び第5学区（清庵）では現在と比べ約15%～20%、第6学区（静岡）及び第7学区（志穂）では現在と比べ約10～15%の減少が推測される。一方で、第8学区（小笠）第9学区（磐周）についてはほとんど変化がなく、第10学区（西遠）については約5～10%程度の減少に留まることが推測される。

イ 社会のニーズの将来展望

社会のニーズを展望すると、本格的な人口減少社会を迎えるなかで労働人口の確保が重要であり、人材育成におけるニーズでは、社会のグローバル化や情報化の進展等に対応したコミュニケーション能力の向上、直面する様々な課題に対する問題解決能力を備えた人材の育成、また、産業面においては、従来の製造業、小売・サービス業

等に加え、地域資源を活用した新産業の創出等が期待されており、確かな勤労観・職業観を身に付けるとともに、創造性豊かな人材の育成が求められる。

なお、科学技術の振興、少子・高齢化及び情報化の更なる進展、環境保全に対する意識の高まり等に伴い、理数、工学、福祉、情報、環境保全に関する人材のニーズが高まることも予想される。

(2) 生徒受入れ及び卒業後の進路の将来展望

生徒受入れの面から展望すると、これまでの中学校卒業者の進学実績等を踏まえ、平成40年度における高等学校進学率（通信制課程等を含む）を全国平均並みの98.5%程度（通信制課程を含めない場合は96.5%程度）と推計すれば、30,000人を超える高等学校進学者を本県の公私立高等学校（全日・定時・通信）等において受け入れる見込みとなる。

また、卒業後の進路については、今後とも大学等の上級学校への進学率の向上が予想されるとともに、一層の多様化が進むことも予想される。

3 高等学校教育に関する課題

今後の本県の高等学校に関しては、高等学校教育の本来の使命を踏まえつつ、本県の教育大綱や教育振興基本計画の目標及び方向性に沿った、具体的な在り方について検討する必要がある。

なお、高等学校教育の発展・充実に向けては、次のようなことが課題になるものと考えられる。

- ・生徒ニーズの変化及び時代の進展に伴う社会ニーズの変化に適切に対応した高等学校教育の充実を図る必要がある。
- ・地域の実情を考慮し、地域と連携した魅力ある学校づくりを推進する必要がある。
- ・家庭の経済事情による教育格差（子どもの貧困問題）、発達障害のある特別な支援等を必要とする生徒への対応等、社会情勢や多様な生徒ニーズの充足に資する教育環境の整備確立を図る必要がある。

II 長期計画及び第二次長期計画の進捗状況

静岡県教育委員会では、高等学校教育の発展・充実に向けて、平成12年2月に平成22年度（2010年度）を見通した「静岡県立高等学校長期計画」、平成17年3月に平成27年度（2015年度）を見通した「静岡県立高等学校第二次長期計画」を策定し、高等学校教育改革の推進や教育環境の整備に努めてきた。その主な進捗状況は、次のとおりである。

1 通学区域の見直し

平成20年度の入学者選抜から撤廃

2 総合学科の整備（県立高校9校）

年度	学校名等
平成7年度	小笠農業高等学校を総合学科に学科改善（小笠高等学校に改称）
平成14年度	富士宮農業高等学校を総合学科に学科改善（富岳館高等学校に改称）
平成15年度	藤枝北高等学校（農業科・工業科）を総合学科に学科改善
平成17年度	裾野高等学校（普通科・商業科）を総合学科に学科改善
平成18年度	浜松大平台高等学校に総合学科を設置（再編整備）
平成21年度	遠江総合高等学校に総合学科を設置（再編整備）
平成22年度	伊豆総合高等学校に総合学科を設置（再編整備）
平成25年度	駿河総合高等学校に総合学科を設置（再編整備）
平成26年度	天竜高等学校に総合学科を設置（再編整備）

3 全日制課程普通科の単位制高等学校（県立高校3校）

年度	学校名等
平成8年度	沼津東高等学校に単位制を導入
平成13年度	三島南高等学校に単位制を導入
平成16年度	掛川東高等学校に単位制を導入

4 県立の中高一貫教育（併設型：県立高校2校 連携型：県立高校3校3地区）

年度	学校名等
平成14年度	浜松西高等学校に同中等部を併設し、併設型中高一貫教育を開始 川根高等学校と関係4中学校（平成19年度より3中学校）による連携型中高一貫教育を開始
平成15年度	清水南高等学校に同中等部を併設し、併設型中高一貫教育を開始
平成19年度	佐久間高等学校と関係2中学校による連携型中高一貫教育を開始
平成20年度	松崎高等学校と関係3中学校による連携型中高一貫教育を開始

5 新構想高等学校（再編整備等）

開校	再編前	再編後	設置場所
平成18年度	農業経営、浜松城南	浜松大平台高校	浜松市西区大平台（新規）
平成20年度	下田南、下田北	下田高校	下田北高校校地
	清水工業、静岡工業	科学技術高校	静岡市葵区長沼（新規）
平成21年度	森、周智	遠江総合高校	森高校校地及び周智高校校地の一部
平成22年度	大仁、修善寺工業	伊豆総合高校	修善寺工業高校校地
平成25年度	静岡南、市立商業	駿河総合高校	市立商業高校校地
	庵原、市立清水商業	静岡市立清水桜が丘高校	市立清水商業高校校地
平成26年度	大井川、吉田	清流館高校	大井川高校校地
	二俣、天竜林業	天竜高校	天竜林業高校校地及び二俣高校グラウンド
	春野	春野校舎	春野高校校地
平成27年度	引佐、気賀、三ヶ日	浜松湖北高校	引佐高校校地

6 共生・共育の推進

設置年度	高等学校名	特別支援学校（高等部）分校名
平成14年度	伊東高校城ヶ崎分校 (伊東城ヶ崎高校)	東部特別支援学校 伊豆高原分校
平成16年度	駿河総合高校 (静岡南高校)	静岡北特別支援学校 南の丘分校
平成18年度	池新田高校	掛川特別支援学校 御前崎分校 (袋井特別支援学校 御前崎分校)
平成21年度	田方農業高校	沼津特別支援学校 伊豆田方分校
平成22年度	磐田北高校	袋井特別支援学校 磐田見付分校
平成23年度	富士宮北高校	富士特別支援学校 富士宮分校
	浜松城北工業高校	浜松特別支援学校 城北分校
	松崎高校	東部特別支援学校 伊豆松崎分校
平成25年度	沼津城北高校	沼津特別支援学校 愛鷹分校
	焼津水産高校	藤枝特別支援学校 焼津分校

7 静岡中央高等学校の通信制課程の機能の充実

年度	キャンパスの設置場所等
平成20年度	三島長陵高等学校内に東部キャンパスを設置
平成21年度	新居高等学校内に西部キャンパスを設置

(参考) 静岡県立高等学校第二次長期計画（平成17年3月）の概要

I 高等学校教育に関する現状（展望）及び課題

- ・中学校卒業者数は、平成16年3月の40,121人から平成27年3月には約36,000人（約9割）に減少することが見込まれる。
- ・多様な選択肢の中から一人一人が個性的な生き方を追求し、自己実現できることを一層求めるようになる。
- ・経済のサービス化、少子・高齢化、情報化の進展、地球環境問題の深刻化等に伴う社会の人材ニーズの変化が見込まれる。
- ・本県の主体的な判断に基づき、高等学校教育の充実・発展のために必要な施策の充実を図ることが課題である。
- ・生徒数の減少、生徒のニーズの変化及び時代の進展に伴う社会のニーズの変化に適切に対応できる高等学校教育を実現することが課題である。

II 現行長期計画の中間見直し

- ・新しい入学者選抜制度の実施及び市町村合併の進行により、通学区域の在り方について検討が必要となっている。
- ・公私別生徒受入れの在り方について、様々な課題があることから検討が必要となっている。
- ・中高一貫教育や共生・共育等の新たな教育システムについて、実施校の状況等を踏まえた検討が必要となっている。

III 本県の教育の基本目標・基本方針

- ・「未来をひらく『意味ある人づくり』」を基本目標とし、その目標を達成するための基本方針を「豊かな感性、確かな知性、健やかな心身」の育成とする。

IV 県立高等学校等の今後の在り方

- ・「自己を確立し未来を創造する高等学校教育の充実」、「共に学び合う開かれた学校づくり」及び「中等教育の多様化を推進する中高一貫教育の充実」を高等学校等にかかる総括的基本方向とする。

県立高等学校等における個別の重要項目ごとの基本方向

- ・「一人一人の個性を生かして社会の様々なニーズにこたえることのできる多様な人材を育成すること」及び生徒受入れについては、「生徒及び社会の双方の多様なニーズを踏まえたものになるようにすること」をめざす。

生徒受入れ	<ul style="list-style-type: none">・公立高等学校は、当面は、目安として高等学校進学者の3分の2を受け入れるものとする。・「公私協」で適切な協議を行うとともに、有識者の意見も取り入れつつ、引き続き検討する。
通学区域	<ul style="list-style-type: none">・基本的に通学区域を撤廃する方向で検討する。
普通科 専門学科 総合学科	<ul style="list-style-type: none">・普通科等、専門学科、総合学科の生徒割合は、67：30：3から65：25：10となるように検討する。・総合学科は、通学可能な範囲に1校程度を目途に改組・整備を進めることを検討する。
単位制高等学校（全日制課程普通科）	<ul style="list-style-type: none">・単位制システムを導入することにより、高等学校が抱えている課題を解決でき、一層活性化が図られる判断される高等学校について導入を検討する。
共生・共育	<ul style="list-style-type: none">・実施校の成果や余裕教室の状況等を踏まえ、養護学校分校の設置を検討する。
中高一貫教育	<ul style="list-style-type: none">・併設型は、実施校の状況、地域バランスや関係地域の意向等を踏まえ、設置を検討する。・中等教育学校は、併設型実施校の状況等を踏まえ、設置を検討する。・連携型は、関係地域の意向等を十分踏まえ、実施を検討する。
全日制課程 定時制課程 通信制課程	<ul style="list-style-type: none">・全日制課程は、1学年6～8学級を適正規模とし、1学年4学級以下になる高等学校、産業従業者数等に見合った規模になっていない高等学校等は、再編整備を検討する。（過疎地域にある高等学校等は弾力的に対応）・定時制課程の単位制高等学校は、中部地域及び西部地域に加え、東部地域でも早急に整備を検討する。・定時制課程（夜間）は、同一学区又は地区内に3校以上ある場合等には、定時制課程の単位制高等学校の整備等と併せ、再編整備を検討する。・通信制課程は、中部地域のほか東部地域及び西部地域でも平日スクーリング等が可能となるシステムについて、分校方式等も含め検討する。
教職員 施設・設備	<ul style="list-style-type: none">・教職員の資質向上及び学校施設・設備の整備・充実について検討する。

III 静岡県の教育の基本理念

静岡県教育委員会では、新しい時代が要請する課題に適切に対応し、本県の教育行政の更なる振興を図るために、静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」第2期計画を平成26年3月に策定した。

また、平成28年2月には、静岡県総合教育会議の意見等を反映させた静岡県教育大綱「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」が策定された。

「有徳の人」づくりに向けた、本県のめざす基本目標・基本方向等については、以下のとおりである。

1 静岡県の教育の基本目標

成長社会から成熟社会への大きな転換期に差し掛かり、本県の未来は、社会の諸課題の解決に取り組み、これからの中を支える「人づくり」にかかっている。

そこで、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し、行動する人を徳のある人、すなわち「有徳の人」と捉え、「ふじのくに」の未来を担う「有徳の人」の育成を進めていくことを基本目標としている。

「有徳の人」とは

- ① 自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人
- ② 多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人
- ③ 社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人

2 静岡県の教育の基本姿勢

「有徳の人」の育成を進めるに当たっては、一人一人の能力、適性、意欲、成長に応じ、それぞれが持つ優れた資質を生涯にわたって十分に伸ばしていく生涯学習の考え方のもと、幼児教育から学校、社会での学びなど、子供から大人まで人生のそれぞれのライフステージや地域の実情に応じた、多様な学びの場の充実を図る「縦の接続」と家庭、学校、地域や職場の「横の連携」による教育を社会総がかりで推進する。

3 静岡県の教育の基本方向（「有徳の人」づくり宣言）

教育における地方創生を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育てるために、以下の宣言をしている。

「有徳の人」づくり宣言

- 一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。
- 一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。
- 一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現します。

IV 県立高等学校等の今後の在り方

1 静岡県の高等学校教育等の総括的な基本方向

本県の高等学校教育等にかかる総括的な基本方向として、社会情勢を含めた教育を取り巻く環境の変化や諸課題への対応、教育における地方創生の実現が求められる中、魅力ある学校づくりの推進にあたっては、多様化する生徒の実態や地域社会の実情等を十分に踏まえたものとする。

また、知性を高め、技芸を磨く教育の実現に向けて、生徒一人一人の能力や適性を最大限に伸ばす教育内容の提供（新たな高等学校の設置、「技芸を磨く実学」の奨励、学科及び教育課程等の改善・充実）と質の高い教育を支えるための環境整備に努めるものとする。

さらに、各高等学校が教育内容の魅力化・特色化を図る際には、社会で生きていくために必要となる共通な力として、社会的常識や学力の基礎・基本を押さえた上で、生徒及び社会の多様化するニーズに柔軟に対応するものとする。

なお、個別の重点項目ごとの基本方向については、以下のとおりである。

2 高等学校の全日制課程の公私別生徒受入れの在り方

(1) 高等学校の全日制課程の公私別生徒受入れの現状（展望）と課題

本県には、地方公共団体が設置する公立高等学校と学校法人が設置する私立高等学校があり、協調して高等学校教育の発展・充実に努めてきた。

公私立高等学校の生徒受入れについては、協議する場として、「静岡県公私立高等学校協議会」が設けられている。この協議会は、第二次生徒急増期を前にした昭和50年に、公私協調のもとに生徒の受入れを行うことをねらいとして設置されたものであるが、その後の生徒減少期においても「従来の経過を尊重し、公立2、私立1の割合を維持する」、「本県の安定した教育の実現にも配慮する必要がある」という考え方のもと、公立高等学校は、高等学校進学者のおおむね3分の2、私立高等学校はおおむね3分の1の受入れを実施してきた。

しかし、平成15年7月に県企画部が「費用対効果の高い高校教育の実現の提案」を取りまとめ、生徒の受入れについて、「生徒数が減少する中で、現行の公私比率を長期間継続することは、学校間の競争の排除と学校の画一的な規模縮小を招き、本県高等学校教育全体の発展を阻害する恐れがあるので、基本的に廃止することが望まれる」、「公私別の募集定員について、私立高校は、特に募集人数の制限を設けないこととするが、公立高校については、過去の経緯等を踏まえ、当面、高校進学者のおおむね3分の2程度を上限とする」という提案がなされ、平成16年度の入学者選抜からは、公立高等学校の募集定員が高等学校進学者のおおむね3分の2であるのに対し、私立高等学校は募集定員の制限を設けず、3分の1を超えて募集定員を設定できるようにし、現在に至っている。

こうした中で、公私別生徒受入れの在り方については、引き続き、次のようなこと

が課題となっている。

- ・生徒数の減少が続く中で、教育条件も含め、各学校が適正な規模を維持することがより困難になってきている。
- ・私立高等学校は、比較的人口規模の大きい都市部周辺に設置され、公立高等学校は、都市部から過疎地域まで全県的に配置されており、担っている地域の範囲や求められる役割が異なるため、公私別に、全県的な一律の受け入れ割合を設定することが難しくなっている。
- ・公立高等学校の募集定員のみに上限が設けられている。
- ・本県では、依然として、高等学校(全日制課程)への進学希望者のうち、公立高等学校への進学を希望する割合が高く、背景には、学費負担の差も考えられることから、ニーズを含めた多面的な検討が必要である。

(2) 公立高等学校における生徒受け入れの基本方向

公私別の生徒受け入れの在り方について、「静岡県立高等学校第三次長期計画検討委員会」では、私立高等学校が募集定員の制限を外した後も、実質的には公立2、私立1の割合(受入比率)がバランス良く機能しており、その意味では現状の方向性を大きく変える必要はないという意見、一方で、社会における規制緩和の動き、学校間の健全な競争環境が保たれる観点からは、比率は設定しない方が良いという意見もあった。

今後の公立高等学校における生徒受け入れについては、生徒及び社会のニーズやこれまでの受入実績、本県の教育水準の維持、公私立高等学校がそれぞれの役割分担に基づき共に魅力化・特色化を推進できる環境づくり等、様々なことに配慮する必要があることから、当面は、引き続き、高等学校進学者の概ね3分の2を受け入れることとしつつ、新たな時代の変化や地域の実情等に応じた今後の在り方については、幅広く意見を聞きながら研究協議を行うものとする。

3 魅力あふれる高等学校の実現に向けて

(1) 県立の中高一貫教育校の改善・充実

ア 県立の中高一貫教育校の現状と課題

中高一貫教育については、中等教育の多様化、複線化、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現等を目指し、平成11年度から制度が導入された。

本県の公立高校における設置状況は、次のとおりである。

形態	開始年度	実施高等学校・中学校
併設型 (3校)	平成14年度	浜松西高等学校・同中等部
	平成15年度	清水南高等学校・同中等部
	平成15年度	沼津市立沼津高等学校・同中等部

連携型 (3校) 3地区	平成 14 年度	川根高等学校	島田市立川根中学校 川根本町立中川根中学校 〃 本川根中学校
	平成 19 年度	佐久間高等学校	浜松市立佐久間中学校 〃 水窪中学校
	平成 20 年度	松崎高等学校	松崎町立松崎中学校 西伊豆町立西伊豆中学校 〃 賀茂中学校

併設型中高一貫教育実施校においては、社会の各分野のリーダー及びスペシャリストを育成する教育目標を明確に掲げ、国際的な視野を広める語学教育や豊かな感性を育む芸術教育など、体験活動等を重視した特色ある取り組みを実施している。また、在籍する生徒は、高校入試を気にすることなく継続的に様々な学習や学校行事、部活動に取り組むことで、学力の向上や芸術、スポーツ等の分野で才能を開花させるなど、資質・能力を伸長させている。

連携型中高一貫教育実施校においては、関係中学校と連携して、地域をテーマにした探究的な学習を実施するなど、それぞれの地域資源を活用しながら、地域理解を深め、郷土愛を育成する教育活動が実施されている。

イ 県立の中高一貫教育校の基本方向

併設型中高一貫教育校については、希望しても実質的に選択できない地域があり、機会均等、適正配置の観点から、新たな設置について検討する。その際、関係地域の意向等を踏まえるとともに、地域の中学校への影響等を勘案し、できるだけ広域の小学生の選択肢となるよう、通学に便利な場所に設置されること等に配慮する。

また、これまでの実施校における成果及び課題を検証した上で、6年間の教育をより一体的に施すことが効果的だと判断できる場合には、中等教育学校への移行も検討する。

連携型中高一貫教育については、中山間地域等の人材育成、生徒確保の観点からも有効であり、関係地域の意向等を十分踏まえ、引き続き、推進する。

(2) 県立高等学校の普通科の改善・充実

ア 県立高等学校の普通科の現状と課題

中学生の普通科志向の高い傾向等を踏まえ、本県では全日制課程における生徒募集の6割程度を普通科が占めている。

普通科では、将来必要とされる知識・技能の基礎となる一般的な教科（共通教科）を中心に学習しており、卒業後の進路状況では、約65%が大学等へ進学している。

ただし、学校によっては、就職する生徒の割合が高いなど多様な進路希望への対応、義務教育段階の基礎学力の定着が十分でない生徒に対する学習支援が必要になっており、「共通性の確保」と「多様化への対応」が求められている。

イ 県立高等学校の普通科の基本方向

普通科においては、在籍する生徒の学力や進路希望が多様化しており、個々の学校ごとに、生徒の実態に応じた特色化や教育課程の編成に努めるものとする。

その際、大学等の高等教育機関への進学希望者が多い場合には、キャリア教育も含めた進学指導の充実や高大接続システム改革の方向性を踏まえた教育課程について検討する。また、多様な進路希望の生徒が在籍する場合には、職業科目の導入、特色ある類型（コース）の設置等について検討する。

さらに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分でない生徒が在籍する場合には、学び直しの学校設定科目等を入学時の比較的早い時期に履修させるなど、意欲的に高等学校段階の学習に取り組めるよう学習支援の充実を図るものとする。

(3) 県立高等学校の普通系専門学科の改善・充実

ア 県立高等学校の普通系専門学科の現状と課題

特定分野をより深く学習する専門学科には、理数、外国語、芸術、体育などの「普通教育に関する専門学科（普通系専門学科）」と農業、水産、工業、商業、福祉などの「職業教育に関する専門学科（職業系専門学科）」に分類できる。

本県の県立高校における普通系専門学科は、平成29年5月現在、理数に関する学科が10校、国際に関する学科が3校、外国語に関する学科が1校、芸術に関する学科が3校に設置されており、それぞれの専門分野について、系統的な学習が行われている。設置校における現状等は、次のとおりである。

(7) 理数に関する学科

事象を科学的に考察処理する能力や探究的な態度を養い、科学技術の振興等に寄与できる人材の育成を図るため、実験や演習を重視した学習を行っている。また、文部科学省の事業（スーパーサイエンスハイスクール）の指定を受けて、より実践的な教育課程の研究開発に取り組んでいる学校もある。

卒業後の進路では、専門性を生かし、工学部、理学部等の四年制大学への進学が多い傾向にあるが、高校の選択肢が少ない地域にあっては、理数科が特別進学クラスのような性格を有しており、学習内容と進路希望との整合性が課題となっている。

(1) 国際及び外国語に関する学科

外国語能力の育成、国際理解の推進など、広い視野と語学力を身に付けて国際社会で活躍できる人材の育成を図るため、TOEIC等を活用した英語の運用力の向上やホームステイによる海外研修や語学研修など、特色ある取組を行っている。

今後は、英語にのみ重点を置いた外国語教育では、真の国際化には対応できず、多様な外国語教育や国際化への理解が必要になっており、そのための教育環境の充実を図る必要がある。

(4) 芸術に関する学科

豊かな感性、創造的な表現に必要な資質・能力を養い、芸術文化の振興に貢献する人材の育成を図るため、音楽、美術、書道等の類型を設置し、少人数集団による指導で専門性の高い教育を行っている。

芸術家の育成という印象が強すぎると、中学生にとってのハードルが高くなり、卒業後の進路選択も狭く感じられるなど、志願が敬遠されるという指摘がある。

イ 県立高等学校の普通科系専門学科の基本方向

高等学校教育の特色化を図るうえで、普通系専門学科の果たす役割は重要であり、科学技術の振興、グローバル化への対応などが求められる中、大学等の高等教育機関との連携・接続の視点も踏まえつつ、生徒及び社会のニーズに柔軟に対応した教育内容の改善・充実を図るものとする。また、本県における「技芸を磨く実学」の奨励の基本方向を踏まえ、新たな学科の設置等について検討する。

なお、中学生が専門性の高い教育を施している専門学科を適切に選択するためには、中学校を卒業する段階で、自己の適性、将来の職業選択等を見通すことが必要であり、中学校在学中における職業体験も含めたキャリア教育の一層の充実が求められる。

以上を踏まえ、各学科の改善・充実及び新たな学科の設置の検討の基本方向について例示すると、次のとおりである。

(7) 理数に関する学科

科学技術のさらなる進展が予想される中、科学的な思考力・表現力の向上が求められており、観察、実験などを通した研究、課題解決型の学習の一層の充実に努めるものとする。

また、各設置校においては、卒業後の進路状況も含め、学科の趣旨や目標を検証し、地域や在籍する生徒のニーズに合致していない場合には、適切な学科改善等を含め、実態に応じた教育課程を検討する。

(1) 国際及び外国語に関する学科

グローバル化の進展に伴い、真に幅広く国際社会で活躍する人材を育成するためには、単に外国語能力を身につけるだけではなく、世界における日本の役割やグローバルな課題等に関する探究的な学習を充実させるなど、質の高い教育課程の開発・実践に努めるものとする。

また、日常的に外国語に触れる環境を用意することも一つの方策として検討する。

(4) 芸術に関する学科

社会や産業界における芸術活動の動向等を踏まえつつ、アートマネジメントや関連産業にも視野を広げた幅広い分野で活躍できる人材を育成するための教育課程の開発・実践に努めるものとする。

(I) 新たな学科の設置等の検討

本県では、「有徳の人」づくりに向け、「文・武・芸」三道の鼎立を掲げ、「技芸を磨く実学」の奨励に取り組むこととしており、これを具現化するための新たな学科の設置等を検討する。

このうちスポーツに関しては、生涯を通じて誰もがスポーツに親しめる環境づくりや若者の才能を伸ばす実践的な学問とすることが求められており、本県のスポーツ振興に広く貢献できる人材育成を念頭に置き、競技力の向上のみに重点を置くことなく、地域のスポーツ振興や高齢化社会における健康長寿の実現に寄与できる指導者の育成等に配慮するものとする。

また、国際社会で活躍できる人材の育成を進めるためには、国際バカロレア機構が提供する教育プログラムの導入も一つの方策であり、実現に向け先進事例等の研究を進めるものとする。

(4) 県立高等学校の職業系専門学科の改善・充実

ア 県立高等学校の職業系専門学科の現状と課題

本県の県立高校における職業系専門学科は、平成29年5月現在、分校も含めて農業に関する学科が6校、水産に関する学科が1校、工業に関する学科が10校、商業に関する学科が12校、家庭に関する学科が1校、福祉に関する学科が3校に設置されており、それぞれの学科の特色を生かした教育が行われ、多くの卒業生が地域の企業等に就職している。

一方、社会の変化に伴い、産業界が求める知識・技能と専門学科の学習内容との間に乖離が生じているという指摘もあり、今後は、産業の高度化等に対応した教育内容の充実が求められている。設置校における現状等は、次のとおりである。

(7) 農業に関する学科

地域の農業の振興等に貢献できる人材の育成を目指し、食糧供給に関わる生産、食品、環境等の幅広い分野について、地域性を生かした学習、企業や農林大学校等と連携した実践的な教育を行っている。

卒業後の進路では、多くの生徒が地域の関連産業に就職しているが、専門性を深化させるために大学や専門学校等へ進学する割合も増えている。

(1) 水産に関する学科

地域の水産業を支える人材からグローバルに活躍する人材の育成を目指し、文部科学省の事業（スーパー・プロフェショナル・ハイスクール）の指定を受けて、専門的職業人を育成するための教育課程の研究開発に取り組むとともに、大学や水産技術研究所、地域の企業等と連携した実践的な教育を行っている。

また、県内で唯一の専攻科を設置し、船舶職員（3級海技士）等を養成するための5年間教育を実施している。

(6) 工業に関する学科

ものづくりから、光技術、エネルギー、都市工学など、幅広く地域の産業を支える人材の育成を目指し、確かな技能の習得や高度な研究開発に触れる目的で、企業や大学等と連携した実践的な教育を行っている。

卒業後の進路では、多くの生徒が地域の関連産業に就職しているが、専門性を深化させるために大学や専門学校等へ進学する割合も増えている。

(I) 商業に関する学科

ビジネスマナーやビジネスに関する技能及び実践力を身につけ、地域や経済社会で活躍できる人材の育成を目指し、資格取得の奨励、地域と連携したショップ(販売実習)の開催など、実践的な教育を行っている。

卒業後の進路では、多くの生徒が地域の企業に就職しているが、より高度な資格取得や専門性を深化させるために大学や専門学校等に進学する割合も増えている。

(II) 家庭・福祉に関する学科

多様化する社会の様々な分野で活躍できる人材、高齢化社会において地域の福祉を支える人材の育成を目指し、生活関連分野の学習、介護福祉士を目指した専門性の高い教育を行っている。

卒業後の進路では、関連分野の資格取得を目指す進学や介護福祉施設等に就職する生徒が多い。

イ 県立高等学校の職業系専門学科の基本方向

職業系専門学科については、社会を支える労働人口の確保、産業の高度化に対応できるスペシャリスト等の育成、本県教育における「技芸を磨く実学」の奨励を進めるためにも、平成27年8月の静岡県産業教育審議会による答申内容（「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」）や静岡県総合教育会議の意見等を踏まえた、改善・充実を図るものとする。

そのためには、生徒及び社会のニーズに対応した学科改善等に努めるとともに、地域産業の振興に貢献できるよう、新たな産業の創出やチャレンジ精神あふれる実践的な職業人の育成を地域や企業等と連携して取り組むものとする。また、社会全体の専門高校に対する理解促進を図るために、専門教育の魅力を発信したり体感できる機会の増加に努めるものとする。

以上を踏まえ、各学科の改善・充実の基本方向について例示すると、次のとおりである。

(7) 農業に関する学科

持続的かつ安定的な農業の実現、地域の活性化等に貢献できる人材の育成を図るために、6次産業化やグローバル化に対応した教育内容の充実、地域の特性を生かした商品開発や高付加価値に取り組む態度及び能力の育成に努めるものとする。

(イ) 水産に関する学科

持続可能で発展的な水産業の実現、海洋に関する産業の広がりへの対応として、環境保全に対する意識の向上、漁獲から、加工、流通、消費を包括的に捉えた総合的なマネジメント能力の育成、新たな産業の創出や地域貢献に繋がる技術の開発等に取り組むものとする。

(ウ) 工業に関する学科

さらなる科学技術の進展や技術革新への対応として、次世代の自動車分野、エネルギー分野、環境分野等の成長産業で活躍できる技術者の育成が必要であり、新たなものづくり産業等を支える人材育成の観点から、従来の工業教育と理数教育を融合させた教育内容等の充実を図るものとする。

(エ) 商業に関する学科

経済の国際化や情報通信技術の進歩の中で、幅広く社会、経済、産業を見る能力を育成する必要があり、商業における4分野（マーケティング、経済、会計、情報）をバランス良く学習する教育の推進やグローバル化に対応した教育内容の充実を図るものとする。

(オ) 家庭・福祉に関する学科

家庭科においては、男女共同参画社会の実現、消費者教育や食育に対する期待の高まり等に対応し、生活を創造する能力と実践的な態度を育成する教育内容の充実を図るものとする。

福祉科においては、高齢化の急速な進展に伴い、社会における介護・福祉に関する職のニーズが益々増大することが予想され、関連施設や他の養成機関との連携を図りながら、地域の福祉を担う人材を育成する教育を推進する。また、今後は、福祉、介護、医療分野の連携がより求められており、高度な知識・技能に対応するため、大学等への接続の在り方について検討する。

(5) 県立高等学校の総合学科の改善・充実

ア 県立高等学校の総合学科の現状と課題

総合学科については、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に行う学科であり、普通科と専門教育を主とする学科に大別されていた学科区分を見直し、新たな第3の学科として平成6年度に創設された。

本県では、中学校の段階で将来の生き方や職業を決定していることが多くないこと、実社会においても物事を主体的に選択していく人材が求められること等を踏まえ、総合学科のような幅広い選択肢が設けられた学科への生徒及び社会のニーズは拡大すると予想し、通学可能な範囲に1校程度を目途に改組・整備を進め、平成29年5月現在、県立高校9校に設置されている。

設置校では、地域の特色や改編前の伝統ある教育内容等を考慮した多様な系列を設置し、地域及び生徒の幅広いニーズに対応した教育を行っており、科目「産業社会と人間」を活用した進路への自覚を深めさせる学習の充実を図るとともに、ガイダンス機能を充実させるために、「履修の手引き」の作成や面接指導等に力点を置いている。

今後は、総合学科の特色や強みをより明確にし、中学生や保護者、地域に対する理解促進を図ることが求められている。

イ 県立高等学校の総合学科の基本方向

総合学科については、生徒の主体的な科目選択により、普通教育及び専門教育を総合的に行うことで多様な進路希望に応えていることから、今後も将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習及びガイダンス機能の一層の充実・改善を図るものとする。

また、専門学科と同様に、専門性の高い教育を実施していることから、時代の変化や社会のニーズに対応した系列（教育内容）の見直しを行うとともに、本県教育における「技芸を磨く実学」の奨励を推進する。

さらに、魅力化及び地域の人材を育成する観点から、地域資源等を活用した特色ある教育内容の充実、大学や企業等と連携した実践的な教育を推進する。

(6) 普通科等・専門学科・総合学科の生徒受入割合（募集割合）の基本方向

県教育委員会が毎年9月に中学校3年生を対象に実施している進路希望調査によると、全日制高等学校への進学希望者のうち、普通科及び理数科、国際科、芸術科等の普通系専門学科を合わせた普通科等への学科の希望者は7割前後で推移しており、引き続き、普通科志向の高い傾向が続いている。

一方で、静岡県の産業を支える人材の育成、高等学校教育における「新しい実学」の奨励の観点から、職業系専門学科の生徒受入割合をある程度確保する必要があり、また、総合学科のような幅広い選択肢が設けられた学科への生徒及び社会のニーズも認められる。

以上のことから踏まえ、普通科等、専門学科、総合学科は、それぞれ前述した基本方向に沿った改善・充実を図ることとし、その全日制課程における生徒受入割合については、引き続き、現状と同等の65%、25%、10%程度とする方向で検討する。

(7) 県立高等学校の定時制課程の改善・充実

ア 県立高等学校の定時制課程の現状と課題

県立高等学校の定時制課程は、平成29年5月現在、20校に設置されており、学年制による夜間の定時制課程が17校、単位制による昼間と夜間の両方の時間帯に授業を開設している定時制課程が3校となっている。

定時制課程は、従来、昼間に学校に通うことができない勤労青少年のための教育機関としての役割を果たしてきたが、今日では、アルバイト等を除く勤労青少年の割合は僅かとなり、不登校を経験した生徒、他校を中途退学した生徒、外国人生徒など、多様な生徒が在籍している。

学年制による夜間の定時制課程については、充足状況等を踏まえつつ、教育の機会均等を図る観点から適正配置に努めてきたが、各学校では、1学年1学級の小規模となっており、進路希望に応じた教育課程の編成（多様な科目の設置）や多様な生徒に対するきめ細かな指導において、課題が生じてきている。また、募集定員に対する入学者は地域による差が大きく、定員の充足状況、地域の実情等を踏まえた配置の在り方について、検討が必要になっている。

単位制による昼間、夜間の定時制課程については、生徒を取り巻く環境の変化や価値観の多様化に対応するために、弾力的な運用が可能な新しいタイプの高校として東部、中部、西部地域に整備してきたが、生徒の居住する地域によっては通学の負担が大きいという指摘もある。

イ 県立高等学校の定時制課程の基本方向

定時制課程については、多様な生徒の学びの場、他校を中途退学した生徒などの再挑戦の場となっており、今後も多様化する社会及び生徒のニーズに応えるためには、より弾力的な運用が可能な教育システムへの移行が求められている。

このような状況を踏まえ、学年制による夜間の定時制課程については、地区内に複数校の定時制課程がある場合にあっては、充足状況等の実情を踏まえつつ、より弾力的な運用が可能な単位制による昼間、夜間を併置する定時制高等学校への再編等を検討する。その際、配置については、通学しやすい場所であること等に配慮するものとする。

また、単位制による定時制課程については、教育課程の編成等において弾力的な運用が可能である特色を生かし、転・編入学生等の積極的な受入に努めるものとする。

加えて、学校から社会への接続をスムーズにするために、企業や労働・産業・福祉等の関連機関と連携した就労支援の充実を図るものとする。

なお、1学級の生徒の数は、不登校を経験した生徒や外国人生徒等、きめ細かな指導が必要な生徒を多く受け入れていることから、各学校の実情等を踏まえ、弾力的な対応を検討する。

(8) 県立高等学校の通信制課程の改善・充実

ア 県立高等学校の通信制課程の現状と課題

県立高等学校の通信制課程は、現在、静岡中央高等学校に設置されており、スクーリング等が居住地の近くで受けられるよう、東部地域及び西部地域にキャンパスを設置している。静岡中央高等学校では、幅広い年齢の生徒が在籍し、生活スタイルや多様なニーズに対応した柔軟な学習が可能になっており、また、入学者の状況では、他校を中途退学した生徒や転・編入生の割合も高く、再挑戦の場としての機能を果たしている。

なお、進路状況では、進学から就職まで多岐にわたっているが、進路先が未定のまま卒業する生徒の割合が高いという課題もある。

イ 県立高等学校の通信制課程の基本方向

通信制課程については、定時制課程とともに、多様な生徒の学びの場、中途退学や高卒資格を持たずに一旦社会に出た人が学び直せる再挑戦の場となっている。加えて、生涯学習の場としての多様な学習機会の提供などが求められていることから、インターネットやICTを活用した柔軟な通信教育システムの研究、開発に努めるものとする。

また、進路が未定のまま卒業する生徒が多いことを踏まえ、企業や関連機関と連携した就労支援の充実を図るものとする。

さらに、今後は、高等学校における特別な支援等が必要な生徒に対する通級指導等の対応が求められており、週休日等に実施されている通信制課程のスクーリング等を活用した、他校からの通級が可能なシステムの整備を図るものとする。

4 地域の実情等を踏まえた高等学校の在り方

(1) 中山間地域等の小規模校の在り方

ア 中山間地域等の小規模校の現状と課題

生徒数の減少が顕著な中山間地域等に置かれている高等学校では、教育を受ける機会を保障する観点からも学校の再編整備（統合）は難しく、結果として、4学級を下回る小規模校（1学級規模は分校等）が増加している。

中山間地域等の小規模校では、教員数及び生徒数が限られるため、興味・関心、進路希望等に応じた多様な科目の設置、部活動（特に、団体競技等の部活動）の設置、学校行事の充実などが難しく、また、地理的な要因から外部の教育機関との連携等も難しいなど、多様な学習機会の確保において課題がある。このことから、教育環境の充実や地域と連携した学校の活性化に向けた方策等が必要になっている。

なお、1学級規模の分校等においては、今後の当該地域の生徒数の推移によって、

入学者が著しく減少することも予想され、その場合には、授業、部活動、学校行事などの教育活動が制限されるなど、著しく教育環境が低下することが懸念される。

イ 中山間地域等の小規模校の基本方向

中山間地域等に置かれている高等学校については、近隣の学校との再編整備（統合）による教育環境の改善・充実が困難な場合には、教育を受ける機会を保障する観点等を踏まえ、引き続き、小規模校（1学級規模の生徒募集になった場合には分校等）として、教育環境の充実に努めるものとする。

小規模校における教育環境の充実については、一定の規模を有する高等学校（本校等）との学校間連携や外部の教育機関との連携を図ることで、多様な学習機会の確保に努めるものとし、その際、地理的な要因から連携が難しい地域もあることから、ＩＣＴを活用した遠隔教育システムの研究を促進する。

また、地域の協力なくして学校の存続は難しく、地元自治体との共通理解を図りつつ、協力・支援を得た方策等を検討する。具体的には、地域資源や地域人材を活用した機能的連携による教育内容の充実を図るとともに、他県において取組が広がっている地元自治体の移住施策とタイアップした県外からの生徒募集については、生徒の受入環境（下宿、寄宿舎、生活に関する支援等）が整っている地域の高等学校で実施し、成果や課題を検証する。

なお、1学級規模の分校等にあっては、前述した方策等を行った上でも、2年連続して入学者が15人を下回った場合には、授業、特別活動、部活動などの教育活動が制限されるため、高等学校教育の質の保障等の観点から募集を停止する。その際には、当該地域の生徒が他地域で高等学校教育が受けられるよう、例えば、都市部の高等学校へ通学するためのコミュニティーバスや寄宿舎を整備するなどの方策について、地元自治体との調整を図るものとする。

(2) 県立高等学校の全日制課程の配置等の在り方

ア 県立高等学校の全日制課程の配置等の現状と課題

県立高等学校の全日制課程は、平成29年5月現在で88校（分校5校を含む）に設置されているが、生徒数の減少に伴い、多くの高等学校では規模の縮小化が進んでいる。引き続き、生徒数の減少が見込まれる中で、学校経営の観点等も踏まえ、充実した教育を実施するためには、一定の学校規模が必要であり、より良い教育条件の整備確立を図るための再編整備が必要になっている。

ただし、高校教育の機会均等を図る観点から、都市周辺部や中山間地等においても、生徒にとって通学可能な範囲に高校が配置されていることが望ましく、地域バランスや設置学科の実情等にも配慮する必要がある。

イ 県立高等学校の全日制課程の配置等の基本方向

(ア) 適正規模の基本方向

県立高等学校の全日制課程の規模については、次のような理由から、生活集団としては、おおむね1学年6～8学級が適正であると考える。

- ・教員・生徒間及び生徒相互間の望ましい人間関係の形成に資する規模であること。
- ・学年行事、学校行事等が円滑かつ効果的に実施できる集団の大きさを確保できる規模であること。
- ・各教科、特別活動等の教育課程の充実に必要な教職員数を確保できる規模であること。

ただし、適正規模については、これを「標準規模」ととらえ、専門学科等教育内容の特色や生徒及び地域の実情等を踏まえ、弾力的に考えるものとする。

(イ) 適正配置の基本方向

県立高等学校の全日制課程の配置については、充実した教育を実施するには一定の学校規模が必要であること等から、1学年4学級以下になるような生徒数の少なくなる学校、当該学区又は地区の産業従業者数等に見合った規模になっていない学校等を対象に、発展的に将来を見据えた新構想高等学校への改編（再編整備）を検討する。

なお、1学年4学級以下の学校であっても、次のような観点から弾力的な対応を行うものとする。

- ・教育の機会均等に努める必要があり、過疎地域であること等の当該高等学校が置かれている地域の実情に配慮すること。
- ・県内唯一の学科であること等の設置学科の特質に配慮すること。
- ・通学の利便性や経済的負担等の問題もあることから、都市部だけに集中することなく、地域ごとに高等学校が適正に配置されるよう配慮すること。

(ウ) 適正な学級編制の基本方向

県立高等学校の全日制課程における1学級の生徒の数は、現行の「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき40人を標準としているが、今後、長期欠席生徒選抜を実施している高等学校のほか、過疎地域等に置かれている高等学校においては、中学校卒業者数の動向や進学状況等を踏まえるとともに、全県的な視野に立ってより適切な生徒募集計画を策定する観点から、弾力的な対応を検討する。また、専門学科等においては、必要とされる教育の充実を図る観点から、学校や学科の教育内容の実情等に応じて弾力的な対応を検討する。

5 誰もが学びやすい高等学校の実現に向けて

(1) 県立高等学校の共生・共育

ア 県立高等学校の共生・共育の現状（展望）及び課題

近年、特別支援学校高等部に学ぶ生徒が増加傾向にあり、「障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、同じ地域の中で共に生活し共に支え合う」という共生・共育の理念のもと、平成29年5月現在、県立高等学校に10校の特別支援学校高等部分校が設置されている。実施校においては、日頃の学習活動や学校行事等での交流が行われ、相互により影響を与えている。

イ 県立高等学校の共生・共育の基本方向

県立高等学校の共生・共育については、今後も地域ごとの特別支援学校の生徒数の動向、実施校における成果、余裕教室の状況等を踏まえ、特別支援学校高等部分校の設置を検討する。

また、県立高等学校においてもLD、ADHDやアスペルガー症候群等の発達障害のある特別な支援等を必要とする生徒が在籍する実態もあることから、特別支援学校と連携した支援体制（通級指導等）について検討する。

(2) 社会に開かれた教育課程づくり

ア 社会に開かれた教育課程づくりの現状（展望）及び課題

高等学校は、在校生はもとより、地域住民にとっても重要な学習機関であり、近年では、学びたいときに学ぶことのできる生涯学習の場としての役割が求められている。

また、社会で生きていくために必要な力の育成や地域と連携した学校の特色づくりの観点から、生徒の社会性や勤労観・職業観の育成を目的に、授業等において幅広い知識や技術を持つ社会人を特別講師として招くなど、地域の人材や自然環境、文化等の教育資源を積極的に活用している。

さらに、県立高等学校では、学校評議員制度や学校自己評価システムを導入し、「学校経営計画」をホームページ等で公表するなど、各学校の教育方針等を積極的に公開し、地域に開かれた学校づくりに努めている。

今後は、「地域の生徒は地域で育てる」という意識のもと、地域の特色や実情に応じた多様な学びの場の確保や充実を図るなど、地域との連携による社会総がかりの教育を実現する必要がある。

イ 社会に開かれた教育課程づくりの基本方向

社会総がかりの教育を実現するためには、学校教育の中核となる教育課程をより一層、社会に開かれたものにする必要がある。

各学校においては、魅力化を図る観点からも、地域人材や特色ある教育資源など、

地域の力を教育活動により積極的に導入し、一方で、学校の施設や教育機能の開放、教員の専門性を生かした講座の開催、地域づくりへの参画等、学校の持つ教育資源を地域に提供し、双方向での連携を図るものとする。

さらに、普通科、専門学科、総合学科のすべてにおいて、産業界及び地域との連携を図りながら、体験学習やキャリア教育等の充実に努めるものとする。

また、地域における防災機能の向上において、学校や高校生の積極的な関与が期待されており、地震発生時等に高校生が地域の応急対策に協力できるよう、地域と連携した防災教育を推進する。

(3) 県立高等学校の教職員の資質向上

ア 県立高等学校の教職員の資質向上に関する現状（展望）及び課題

県立高等学校の教職員については、これまで「静岡県教職員研修指針」に基づき、使命感・倫理観の育成及び資質能力の向上を図るとともに、ライフステージごとに課題を持ちながら自己実現を図ることができるよう、総合教育センター等で計画的に研修を進めてきた。

今後は、社会の変化を踏まえ、新しい時代に必要な資質・能力の育成を目指した学習指導要領の改訂と歩調を合わせながら、各教科等の指導に関する専門知識、教科等を超えたカリキュラム・マネジメントに必要な力、主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点から学習・指導方法を改善していくために必要な力、学習評価の改善に必要な力などを備えることが求められている。

また、教育公務員特例法の一部改正（平成29年4月1日施行）に伴い、任命権者による教員研修計画の策定が義務付けられたことを受け、研修の一層の充実に向けた環境整備が求められている。

一方で、教職員の研修に対するニーズは高いものの、日常業務の多忙化等により研修の時間を十分に確保することが難しいという指摘もあり、学校における業務の精選や効率化を図るための措置、研修を効率的に行う工夫なども必要である。

イ 県立高等学校の教職員の資質向上に関する基本方向

生徒や保護者、地域から信頼される頼もしい教職員を育成するために、教育者として求められる使命感・倫理観の涵養、教育に対する誇り、教育的愛情の維持・向上に努めるものとする。

また、生徒及び社会のニーズの多様化や学校を取り巻く環境が大きく変化している中で、高等学校教育を充実させ、次代を担う人材を育成するには、学習指導要領の改訂に合わせた指導力の向上を図るものとする。

このような中、教職員が自律的に学ぶ姿勢を持ち、自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力の向上が図れるよう、教員育成指標に基づき、法定研修である初任者研修、中堅教諭等資質向上研修の見直し・改善、また、新たな教育課題に対応した研修プログラムの開発・普及など、総合教育センターにおける研修の充実を図る

とともに、在籍する学校において日常的に学びあうことができる校内研修（OJT）の促進に努めるものとする。

なお、教職員が積極的に研修を積むことができる職場環境の実現に向けて、引き続き、多忙化解消に向けた取組に努めるものとする。

(4) 県立高等学校の学校施設・設備の整備・充実

ア 県立高等学校の学校施設・設備に関する現状（展望）及び課題

県立高等学校の施設・設備については、地震対策において、校舎や体育館の耐震化に加え、天井等の非構造部材の落下対策にも取り組んできた。

また、平成4年度以降の新築では、ゆとりある生活空間づくりの観点から、生徒の交流の場である生徒ホールの整備を行い、さらには、エレベーターや身障者トイレを整備するなど、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を行ってきた。

しかしながら、大半の学校施設は、生徒急増期の昭和30～50年代に建てられており、建物や設備の老朽化が著しく、和式トイレなど、現代建物の標準的な仕様を満たさない部分が多くなってきてている。

そこで今後は、学校施設の老朽化対策とともに、生徒の個性に応じた教育や新たに導入される教育内容等に対応できる施設整備が課題となっている。

イ 県立高等学校の学校施設・設備に関する基本方向

施設・設備については、安全かつ良好な教育環境を確保するため、次のことに留意して整備・充実に努めるものとする。

- ・予想される大規模地震や自然災害時に県立高等学校が地域の避難所等の機能を担うことも視野に入れながら、計画的に老朽校舎の長寿命化改修や建て替えを進める。
- ・教育効果の高い教室構成と配置はもとより、教育環境の一層の改善を図るための設備の充実、地域への開放、休憩時間等の交流・憩いの場としての空間の設置、ユニバーサルデザイン（年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、すべての人に配慮された意匠、計画、構想等）の導入、ＩＣＴを活用した学習空間の整備・充実を図る。
- ・理科教育施設・設備については、理科教育振興法の趣旨にのっとり、産業教育施設・設備については、専門学科及び総合学科の学習を充実して行うため、産業教育振興法の趣旨にのっとり、それぞれ計画的な整備を図る。

6 魅力ある学校づくりに向けた新構想高等学校計画

(1) これまでの取組実績

平成12年2月に策定した「静岡県立高等学校長期計画」及び平成17年3月に策定した「静岡県立高等学校第二次長期計画」に基づき、新構想高等学校の設置など高校の魅力化を向上させる取組を着実に進めてきた。

新構想高等学校の設置状況は、次のとおりである。

地区	新構想高等学校（改編前の高校）	開校年度
賀 茂	下田高等学校（下田南、下田北）	平成 20 年度
田 方	伊豆総合高等学校（大仁、修善寺工業）	平成 22 年度
清 庵	静岡市立清水桜が丘高等学校（庵原、市立清水商業）	平成 25 年度
静 岡	駿河総合高等学校（静岡南、市立商業）	平成 25 年度
	科学技術高等学校（清水工業、静岡工業）	平成 20 年度
志 榛	清流館高等学校（大井川、吉田）	平成 26 年度
磐 周	遠江総合高等学校（森、周智）	平成 21 年度
西 遠	浜松大平台高等学校（農業経営、浜松城南）	平成 18 年度
	天竜高等学校（二俣、天竜林業、春野）	平成 26 年度
	浜松湖北高等学校（引佐、気賀、三ヶ日）	平成 27 年度

(2) 今後の魅力ある学校づくりに向けた新構想高等学校計画

今後も急激に変化する社会の中で、地域の実情等を踏まえた魅力ある学校づくりを計画的に推進する。

平成40年度（2028年度）を目指とした、具体的な新構想高等学校計画の基本方向を示すと、おおむね以下のとおりである。

田方地区の伊東高等学校（普通科（全日制課程・定時制課程）、同校城ヶ崎分校（普通科）及び伊東商業高等学校（商業科）については、3校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成35年度を目指し、発展的に将来を見据えた新構想高等学校に改編するものとする。

沼駿地区の沼津城北高等学校（普通科）及び沼津西高等学校（普通科・芸術科）については、将来いずれも学級数が4学級以下になることが見込まれること等を踏まえ、両校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成39年度を目指し、発展的に将来を見据えた新構想高等学校に改編するものとする。

志榛地区の金谷高等学校（普通科）については、志榛地区、小笠地区及び磐周地区的生徒及び社会のニーズを踏まえつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成36年度を目指し、多部制の定時制課程（単位制）を有する高等学校に発展的に改編するものとする。

金谷高等学校の改編による多部制の定時制課程（単位制）の整備に伴い、藤枝東高等学校及び島田商業高等学校の定時制課程については、平成36年度を目途に募集を停止するものとする。

小笠地区の横須賀高等学校（普通科）及び池新田高等学校（普通科）については、両校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成38年度を目途に、発展的に将来を見据えた新構想高等学校に改編するものとする。

なお、発展的に改編する新構想高等学校の設置場所、学科及び教育内容等については、生徒及び地域のニーズ等の実情を踏まえながら、今後検討する。

V 計画の概要（骨子）

「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画(静岡県立高等学校第三次長期計画)」の概要

I 高等学校教育に関する現状（展望）及び課題

- ・価値観や学習スタイルが多様化する中、生徒一人一人が個性的な生き方を追求し、自己実現を図ることが可能となる多様で柔軟な教育システムの構築が一層求められるようになる。
- ・社会のグローバル化や情報化の進展等に対応できる能力を備えた人材の育成が求められる。
- ・中学校卒業者数は、平成29年3月の35,112人から平成40年3月には約31,000人に減少（約4,000人減少）が推測される。
- ・本県の教育大綱や教育振興基本計画の目標及び方向性に沿った具体的な在り方の検討が必要であり、生徒のニーズの変化及び時代の進展に伴う社会のニーズの変化、地域の実情等に適切に対応した高等学校教育の充実を図ることが課題である。

II 長期計画及び第二次長期計画の進捗状況

- ・高等学校教育の発展・充実に向けて、平成12年2月に平成22年度（2010年度）を見通した「静岡県立高等学校長期計画」、平成17年3月に平成27年度（2015年度）を見通した「静岡県立高等学校第二次長期計画」を策定し、高等学校教育改革の推進や教育環境の整備に努めてきた。

III 本県の教育の基本理念

- ・個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し、行動する人を徳のある人、すなわち「有徳の人」と捉え、「ふじのくに」の未来を担う「有徳の人」の育成を進める。（基本目標）
- ・それぞれのライフステージや地域の実情に応じた、多様な学びの場の充実を図る「縦の接続」と家庭、学校、地域や職場の「横の連携」による教育を社会総がかりで推進する。（基本姿勢）

IV 県立高等学校等の今後の在り方

- ・魅力ある学校づくりの推進にあたっては、「多様化する生徒の実態や地域社会の実情等を十分に踏まえたものとする。」
- ・知性を高め、技芸を磨く教育の実現に向けて、「生徒一人一人の能力や適性を最大限に伸ばす教育内容の提供（新たな高等学校の設置、「技芸を磨く実学」の奨励、学科及び教育課程等の改善・充実）と質の高い教育を支えるための環境整備に努めるものとする」こと等を総括的な基本方向とする。
- 個別の重点項目ごとの基本方向については、以下のとおりである。

生徒受入れの在り方	<ul style="list-style-type: none">・当面は、引き続き、高等学校進学者の概ね3分の2を公立高等学校が受け入れることとしつつ、今後の在り方については、幅広く意見を聞きながら研究協議を行う。
魅力あふれる高等学校の実現 中高一貫教育	<ul style="list-style-type: none">・併設型は、希望しても実質的に選択できない地域があり、新たな設置について検討する。・実施校における成果及び課題を検証した上で、6年間の教育をより一体的に施すことが効果的だと判断できる場合には、中等教育学校への移行も検討する。・連携型は、中山間地域等の人材育成等の観点からも有効であり、関係地域の意向等を十分踏まえ、引き続き、推進する。
普通科	<ul style="list-style-type: none">・在籍する生徒の学力や進路希望が多様化しており、個々の学校ごとに、生徒の実態に応じた特色化や教育課程の編成を検討する。（キャリア教育も含めた進学指導の充実、特色ある類型の設置、学び直し等の学習支援等）
普通系 専門学科	<ul style="list-style-type: none">・科学技術の振興、グローバル化への対応など、生徒及び社会のニーズに対応した改善・充実を図る。・「技芸を磨く実学」の奨励の基本方向を踏まえ、新たな学科の設置等を検討する。
職業系 専門学科	<ul style="list-style-type: none">・社会を支える労働人口の確保、産業の高度化への対応、「技芸を磨く実学」の奨励を進めるため、平成27年8月の静岡県産業教育審議会答申「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方にについて」等を踏まえた改善・充実を図る。
総合学科	<ul style="list-style-type: none">・自己の進路への自覚を深めさせる学習及びガイダンス機能の一層の充実・改善を図る。・時代の変化や社会のニーズに対応した系列（教育内容）の見直し、「技芸を磨く実学」の奨励を推進する。
全日制課程の学科 別生徒受入割合	<ul style="list-style-type: none">・普通科等、専門学科、総合学科の生徒割合は、引き続き、65：25：10とする方向で検討する。
定時制課程	<ul style="list-style-type: none">・学年制による夜間の定時制課程は、地区内に複数校ある場合には、充足状況等の実情を踏まえつつ、より弹力的な運用が可能な単位制による昼間、夜間を併置する定時制高等学校への再編等を検討する。
通信制課程	<ul style="list-style-type: none">・インターネットやICTを活用した柔軟な通信教育システムの研究、開発に努める。・高等学校における特別な支援等が必要な生徒に対して、週休日等に実施されている通信制課程のスクーリング等を活用した、他校からの通級が可能なシステムの整備を図る。

地域の実情等を踏まえた高等学校の在り方 中山間地域等の小規模校	<ul style="list-style-type: none"> 学校間連携や外部の教育機関との連携による多様な学習機会の確保に努める。 I C T を活用した遠隔教育システムの研究を促進する。 県外からの生徒募集は、地元自治体からの支援を得て生徒の受入環境が整っている地域にて実施し、検証する。 1 学級規模の分校等にあっては、2 年連続して入学者が15人を下回った場合には、授業、特別活動、部活動などの教育活動が制限されるため、高等学校教育の質の保障の観点等から募集を停止し、他地域で高等学校教育が受けられるよう、地元自治体との調整を図る。
全日制課程の適正配置等	<ul style="list-style-type: none"> 全日制課程は、1 学年 6 ~ 8 学級を適正規模とし、1 学年 4 学級以下になる高等学校、産業従業者数等に見合った規模になっていない高等学校は、将来を見据えた新構想高等学校への改編（再編整備）を検討する。（過疎地域にある高等学校等は弾力的に対応）
誰もが学びやすい高等学校の実現 共生・共育	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の生徒数の動向、実施校の成果、余裕教室の状況等を踏まえ、特別支援学校高等部分校の設置を検討する。 発達障害等を抱えた特別な支援等を必要とする生徒に対して、特別支援学校と連携した支援体制（通級指導等）を検討する。
社会に開かれた教育課程づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材や特色ある教育資源など、地域の力を教育活動により積極的に導入するとともに、学校の持つ教育資源を地域に提供し、双方向での連携を図る。 産業界及び地域との連携により、体験学習やキャリア教育等の充実に努める。
教職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 頼もしい教職員を育成するために、教育者として求められる使命感・倫理観の涵養、教育に対する誇り、教育的愛情の維持・向上に努めるとともに、学習指導要領の改訂に合わせた指導力の向上を図る。 教員育成指標に基づき、法定研修（初任者研修、中堅教諭等資質向上研修）の見直し・改善、新たな教育課題に対応した研修プログラムの開発・普及など総合教育センターにおける研修の充実に努める。 学校において日常的に学びあうことができる校内研修（O J T）の促進に努める。
学校施設・設備の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 安全かつ良好な教育環境を確保するため、計画的に老朽校舎の長寿命化改修や建て替え、ユニバーサルデザインの導入、I C T を活用した学習空間の整備・充実、理科教育及び産業教育施設・設備の計画的な整備を図る。

用語解説

(五十音順)

【新しい実学】

静岡県において理想とする教育をどのように実践していくかを検討するために設置された「高校と大学の接続・連携のあり方検討委員会～創造性を育むために～」最終報告書（平成26年4月22日）において、義務教育終了後、生徒たちが真に学びたい分野、興味を持つ分野に進むことができる環境を整備するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツの分野において若者の資質や才能を伸ばすことのできる実践的な学問としての「新しい実学」を奨励することが示された。

この報告を受け、平成26年8月に、静岡県教育委員会は、静岡県産業教育審議会に「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」諮問し、平成27年8月に答申を受けた。

【学科】

高校の学科は、「普通教育を主とする学科、専門教育を主とする学科、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」（文部省令第1号 高校設置基準 第5条）に大別される。

- 1 普通教育を主とする学科→普通科
- 2 専門教育を主とする学科
 - ①農業に関する学科
 - ②水産に関する学科
 - ③工業に関する学科
 - ④商業に関する学科
 - ⑤家庭に関する学科
 - ⑥その他専門教育を施す学科
- 3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科→総合学科

【共生・共育】

静岡県が推進している「ユニバーサルデザイン」の視点に立った考え方であり、障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、居住する地域社会の中で、共に生活し支え合いながら、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育を受けられることを目指そうとするもの。

※「ユニバーサルデザイン」は、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていこうとする考えで、バリアフリーと区別される。バリアフリーでは、物理的な障壁、制度的な障壁、情報・文化面の障壁、意識上の障壁などを取り除いていこうとするもので、ユニバーサルデザインは、最初から誰にとっても障壁のない社会づくりを目指そうとするものである。

【国際バカロレア機構】

国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）は、1968年、インターナショナルスクールの卒業生に、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保するとともに、学生の柔軟な知性の育成と国際理解教育の促進に資することを目的として発足した組織である。

現在、グローバル化が進展する中で、多様な文化に対する理解と尊敬を通じて、平和でより良い世界の実現のために貢献する、探究心、知識、思いやりのある若者の育成を目的に、認定校に対する共通カリキュラムの作成や、国際バカロレア試験、国際バカロレア資格の授与等を実施している。

授業は、原則として英語、フランス語、スペイン語のいずれかで行うこととなっているが、平成25年度からは、科目の一部を日本語でも実施可能とするプログラムの開発を行っている。

【産業教育審議会】

産業教育振興法(第11条)により、都道府県及び市町村の教育委員会に条例の定めるところにより地方産業教育審議会を置くことができ、次に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議することとされている。

- ①産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- ②産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- ③産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- ④産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- ⑤産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

【静岡県公私立高等学校協議会】

昭和50年9月1日付け文部省初等中等教育局長・管理局長通知「公私立高等学校協議会の設置について」に基づき、公私協調のもと、今後の生徒募集計画その他諸問題について協議、検討することを目的に、昭和50年11月25日に静岡県公私立高等学校協議会を設置、以後、毎年、定期的に協議を行っている。

【スーパーサイエンスハイスクール（SSH）】

科学技術創造立国の実現を目指し、平成14年度から文部科学省の事業として全国の高等学校や中高一貫教育校の中から、理数系教育を重点的に実施する学校を指定し、将来の国際的な科学技術系人材の育成に資することを目的に実施している。

平成25年度より、従来と同様に新規の教育課程の研究開発を中心に行なう「開発型」と、既に開発してきた教育課程を基にした実践的な研究開発や科学技術人材育成を中心に行なう「実践型」の2区分に分けている。

本県では、これまでに県立高校3校（清水東高校、磐田南高校、浜松工業高校）で指定を受けてきた実績がある。

【スーパー・プロフェショナル・ハイスクール（S P H）】

社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的に、平成26年度から文部科学省の事業として、大学・研究機関・企業等との連携により先進的な卓越した取組を行なう専門高校を指定し、高度な知識・技能を身に付けられるカリキュラムの研究開発を進めている。

本県では、これまでに県立高校1校（焼津水産高校）で指定を受けてきた実績がある。

【総合学科】

総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科で、普通科と専門教育を主とする学科に大別されていた学科区分を見直し、新たな第3の学科として平成6年度に創設された。

なお、総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程（単位制による課程）とすることを原則とし、「産業社会と人間」及び専門教育に関する各教科・科目を合わせて25単位以上設けることとなっている。

平成28年度現在、全国で372校に設置されており、静岡県では県立高校9校（伊豆総合高校、裾野高校、富岳館高校、駿河総合高校、藤枝北高校、小笠高校、遠江総合高校、天竜高校、浜松大平台高校）、私立高校1校（焼津高校）に設置されている。

<主な教育の特色>

- ①将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視
- ②学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を重視
- ③進路指導などのガイダンス機能の充実

【総合教育会議】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成27年4月1日施行）に伴い、総合教育会議の設置が地方公共団体の長の責務とされた。

総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成され、大綱の策定に関する協議、教育を行なうための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、及び児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行なうこととされている。

【単位制による課程】

単位制による課程とは、学年による教育課程の区分を設けず、学年ごとの進級認定を行わないで、生徒一人一人の履修計画に従い、必要な単位を修得することにより、

卒業が認定される課程をいう。

単位制では、多様な教科・科目を開設し、生徒の興味・関心に応じた主体的な学習を促すことが可能であり、前籍校での修得単位を生かすなど、転・編入学者の受入れにも柔軟に対応できる。また、定時制課程においては、科目履修生として社会人を受け入れるなど生涯学習の振興という観点でも大きな機能を果たすことが期待されている。

定時制課程・通信制課程では昭和63年度から、全日制課程では平成5年度から導入が可能となり、静岡県の県立高校では、静岡中央高校（定時制課程・通信制課程）（平成5年度）、沼津東高校（平成8年度）、三島南高校（平成13年度）、掛川東高校（平成16年度）、浜松大平台高校（定時制課程）（平成18年度）、三島長陵高校（定時制課程）（平成20年度）の6校（総合学科を除く）に設置されている。

【中高一貫教育】

中高一貫教育は、現行の中学校・高校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会も選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すものであり、平成11年4月に制度化された。

中高一貫教育校は、以下の3形態がある。

- ①一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う。→中等教育学校
- ②同一の設置者が中学校と高校を併設し、高校入学者選抜を行わずに6年間一貫した教育課程に基づいた教育を行う。→併設型中高一貫教育校
- ③既存の市町立中学校と都道府県立高校が6年間一貫性に配慮した教育課程に基づいた教育を行なう。→連携型中高一貫教育校

静岡県では、併設型として、県立浜松西高校及び同中等部（平成14年度設置）、県立清水南高校及び同中等部（平成15年度設置）、沼津市立沼津高校及び同中等部（平成15年度設置）の3校、連携型として、県立川根高校並びに島田市立川根中学校、川根本町立中川根中学校及び同本川根中学校（平成14年度～）、県立佐久間高校並びに浜松市立佐久間中学校及び同水窪中学校（平成19年度～）、県立松崎高校並びに松崎町立松崎中学校、西伊豆町立西伊豆中学校及び同賀茂中学校（平成20年度～）との間で実施されている。

【長期欠席生徒選抜】

静岡県において、特定の県立高校で実施する特別選抜のひとつ。中学校での欠席日数等の合計が、第3学年でおおむね30日以上又は3年間でおおむね90以上の生徒を対象に、調査書を用いず、自己申告書、副申書、学力検査及び面接により総合的に審査して選抜する。

平成29年度現在、伊豆総合高校土肥分校、金谷高校、天竜高校春野校舎の3校で実施している。